

社会学的農地所有論と法学的財産権論の架橋

—— 集落に注目して ——

主事研究員 亀岡鉦平

周知のとおり、少子高齢化や人口減少を背景として、生活空間としての農村の維持が政策課題となっている。この政策論において、その機能や位置づけが問われるのが農業集落である。なぜなら、農業集落は、生産補完、生活扶助、資源管理といった生活空間としての農村の成立に不可欠な機能を担っているからである。

農業集落とその物質的基礎である農地との関係につき、社会学的な農地所有論は、他の土地と異なる農地の固有性を特徴づけるものとして、農業集落の存在を重視する。これは、現実における集落の機能解明に力点を置いた実証的アプローチの成果である。他方で、こうした現実の観察から出発する方法とは別に、どのような意味で農地が憲法上の財産権保障の対象物となり得るかを問う法学の規範論的アプローチもあり得る。今回は、農地所有の理解を巡って、両者が集落を媒介項としてどのように接合し得るか考えてみたい。

1 社会学的な農地所有論における 集落の地位

社会学的な農地所有論は、個人を単位とする私的所有制度と集落単位で行われる集団的な農地管理の関係をどのように整合的に理解するか、あるいはその理解の上で、集落による農地管理にどのような意義を認めるか、という点に問題意識を置く。一連の議論は、①事実として、農地を巡る権利移動は、団体としての集落の個別具体的事情によって規定さ

れており、抽象的個人主義的契約関係に還元しきれない側面が強いこと、②私的所有制度に基づく個人所有地は、同時に「ムラの土地」としての性質を帯びていること(重層的^(注1)所有)等を実証的に明らかにしてきた。これらの洞察は、集落が土地防衛機能を発揮することで農地が農地として維持されてきたことを示唆する。しかし同時に、ネガティブな側面も含む集落の歴史性に最大限の配慮を加えており、この点からは、ともすると地域資源維持のための単なる現代的実用ツールへと集落を矮小化しかねないいわゆるコモンズ論に対する慎重な姿勢も導かれる^(注2)。

2 法学的財産権論の中の農地

社会学的な実証に基づくアプローチは、農地所有権の機能やそれを支える社会関係の構造について有益な知見を提供している。これとは別に、農地所有は憲法的価値といかに接合するかという法学の視点から、農地所有を積極的に下支えしようとする議論もある。「人権としての財産権」を巡る議論が代表的なものである。

一般論として、財産権を含む経済的自由権に対する立法による制限は、立法府の専門的判断を尊重する趣旨から、精神的自由権に対する制限に比べて、より緩やかな基準による審査で足りると考えられている(二重の基準論)。つまり、保障の程度という点で、財産権は人権体系の中で相対的劣位にあるということである。

しかし、財産権の現実の機能に目を向けるなら、財産権が担う自由の前提形成機能を無視することはできない。つまり、「自律的人格の展開に対する物理的前提の提供」のために、現実的には「人間は自由の前提条件をなす一定の財産を所有」しなければならないのであるから、人格的自律を支える「人権としての財産権」と呼ぶべきものが存在するのであり、その意味で財産権保障の地位は低くあるべきではない、ということである。^(注3)この議論は、生存に不可欠であり専ら使用価値を目的とする財産(「小さな財産」と、収益・処分を目的とする独占的資本家の財産(「大きな財産」)の区別という財産の峻別論から発展したものであり、峻別論では保障されるべき前者の典型として農業用財産が想定されていた。^(注4)

3 集落を介した2つの議論の接合

2つの議論は、農業者の定常的生活の支援を目指す点で問題意識を共有するが、より有機的な接合を試みるなら、集落がその鍵となる。

人権としての財産権論は、農地を含む農業用財産の法的保障水準を高める論理を提示したが、財産の峻別論が示唆するように、農地であること自体がより厚い保障を享受する根

拠となるとは見ていない。その前提として、特定の権利主体像、つまり家族経営を典型とする自作農的な小生産者が想定されていることは明らかである。

このように考えてくると、形式的に個人所有である小生産者による農地所有権はどのような条件を満たせば自由の前提形成をなし得るか、という問いが次に浮かぶ。集落の存在は、単位として個人を問題とする憲法論の中には織り込まれていない。しかし、先に見た社会学の成果を踏まえるなら、小生産者の生存権を成立させる前提となる農地は、集落の存在をもって維持されている側面があると言える。したがって、法学的な財産権論に社会学的な集落理解を組み込むことで、集落=個人としての小生産者の農地所有権が生存権的な機能を発揮する上での前提を提供する具体的な存在、と捉えることはできないだろうか。この限りにおいて、集落存在の積極的側面が規範論的に認められることになる。

4 農地と集落を巡る議論の含意

集落を前提とする農地所有論は、個人の自由は特定の社会関係を前提として初めて成立するものであることを伝える。「自己決定のできる自立的な個人のアイデンティティは、社会的な基盤を必要とする」といった言説を念頭に置くなら、その理論的含意の射程は、農業という個別領域にとどまらない。例えば、現実の観察を基礎に近代法批判を試みる法社会学は、私的所有制度と近代的公私二元論を乗り越える視座を得る目的で、農地所有と集落の関係に注目する。^(注5)農地所有と集落を巡る議論は、広く社会科学全体に訴える議論の素材としての可能性を有している。^(注6)

(かめおか こうへい)

(注1)鳥越皓之(1997)「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』3号、5～14頁

(注2)磯辺俊彦(2004)「コモンズという言葉で何が言いたいのか?」『農村研究』99号、185～191頁

(注3)棟居快行(1992)『人権論の新構成』信山社、265、252頁

(注4)高原賢治(1978)『財産権と損失補償』有斐閣、31頁以下

(注5)チャールズ・テイラー(1994)「アトミズム」『現代思想』(田中智彦訳)22巻5号、214頁

(注6)榎澤能生(1998)「共同体・自然・所有と法社会学」、日本法社会学会編『法社会学の新天地』有斐閣、182～193頁